

【受託協議用】

我孫子市内の保育園等の利用に関する同意書

(我孫子市外の児童が我孫子市内保育園等を利用する場合)

共通事項

	確認事項	チェック欄
①	提出された就労証明書の内容について、勤務先に問い合わせることがあります。	<input type="checkbox"/>
②	求職活動の認定での申し込みはできません。また、在園中に求職活動になった場合は、その月の月末で退園となります。	<input type="checkbox"/>

新規入園(転入予定のない方)

①	公立保育園、小規模保育事業所、幼稚園型認定こども園(教育・保育給付第2号認定)へは申込できません。	<input type="checkbox"/>
②	我孫子市外に居住している児童が我孫子市内の保育園等を申込み場合には、保護者のいずれかの就労先または就学先が我孫子市内にあることが条件となります。(3歳児クラス以上) 0～2歳児クラスについては、就労先または就学先が我孫子市内であっても申込みできません。(我孫子市内の保育所等で1日6時間以上かつ月20日以上保育士として働く場合は除きます。)	<input type="checkbox"/>
③	保護者のいずれかの就労先が我孫子市内にある場合でも、入園後に育児休業を取得された場合、在園期間は取得開始されてから最初の年度末までとなります。(3歳児クラス以上)	<input type="checkbox"/>

継続入園(在園中に転出した方)

①	年度の途中に我孫子市から市外に転出された場合、小規模保育事業所、幼稚園型認定こども園(教育・保育給付第2号認定)を除き、年度内であれば継続しての在園は可能です。ただし、在園中に育児休業を取得した場合は以下②の通りです。また、翌年度の申込は、上記「新規入園(転入予定のない方)」と同じ条件となります。	<input type="checkbox"/>
②	3歳児クラス以上 … 育児休業に認定変更されてから最初の年度末で退園 (転出時に育児休業認定の場合は転出された年度末) ----- 0～2歳児クラス … 育児休業に認定変更された月末で退園 (転出時に育児休業認定の場合は転出された月末)	<input type="checkbox"/>

※ 転入予定だが入園月前月末までに転入できなかった方

入園した月の月末までに我孫子市に転入しない場合は、月末で退園になります。

(あて先) 我孫子市長

我孫子市内の保育園等の利用にあたり、以上の記載事項について同意します。

(署名欄)

年 月 日

住 所 _____

保護者氏名 _____

保護者氏名 _____